

政令第二百六十号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日は平成二十二年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年七月一日とする。